

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和51年2月28日付けでA社（現在は、C社）本社から同社B支社へ異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された在籍期間証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 福島厚生年金 事案 1433

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和51年2月28日付けでA社（現在は、C社）本社から同社B支社へ異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された在籍期間証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対

して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月22日から同年12月1日まで

私は、昭和40年8月頃から43年11月頃まで、C社及びそのグループ会社であるA社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、オンライン記録によれば、申立人と同様に、昭和40年10月22日にC社で被保険者資格を喪失し、同年12月1日にA社で被保険者資格を取得した同僚が9人確認できるところ、このうち複数の同僚は、「申立人と一緒に昭和40年10月頃に異動したと思う。」と述べていることから、申立人のA社における資格取得日を、C社における資格喪失日と同日の同年10月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 福島厚生年金 事案 1435（事案 130 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月頃から平成 3 年 4 月頃まで

私は、昭和 63 年 9 月から平成元年 4 月まで、A 社（現在は、B 社）が経営していた店舗内の C 部門で D 業務担当として勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いいため年金記録確認の申立てを行ったところ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない旨の回答をもらった。

今回、申立期間を昭和 63 年 9 月頃から平成 3 年 4 月頃までに変更し、新たに当時の同僚二人の氏名を思い出したので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社は、当時の賃金台帳等の関係書類は、保存期限の満了により廃棄していること、ii) 申立人が記憶する同僚に照会したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかったこと、iii) オンライン記録において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番が無いこと、iv) 申立期間に係る給与明細書等の関連資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 9 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 63 年 9 月頃から平成 3 年 4 月頃まで勤務していたとして当初の申立期間を変更し、新たに当時の同僚二人の氏名を思い出したので、当該同僚に照会してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間のうち、平成元年 10 月 6 日から同年 12 月 5 日までの期間については、

申立事業所に勤務していたことは確認できるものの、当該期間以外については確認することができない上、2年5月1日に別事業所で資格取得していることから、申立人の記憶は曖昧であることがうかがえる。

また、申立人が、一緒に勤務していたとして新たに思い出した同僚二人のうち、一人の同僚は、「申立人を記憶しているが、勤務期間までは分からない。」と述べている上、もう一人の同僚は連絡先が不明であったことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、今回、申立期間当時、申立事業所において被保険者資格を有していた複数の同僚に照会したところ、「試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険には加入していなかった。」、「厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」と述べており、当該事業所においては、厚生年金保険被保険者資格の取得について、全ての従業員に一律の取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月頃に集団就職で、A社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 11 月 1 日となっていることに納得できない。私が所持している年金手帳には、初めて被保険者となった日は「昭和 32 年 4 月 1 日」と記載されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

集団就職でA社に申立人と一緒に入社した複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によれば、A社は、昭和 32 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、元事業主は、「賃金台帳及び人事記録等の関係資料を保管していないため、当時の状況は不明である。」としていることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることができなかった。

さらに、申立人が所持する年金手帳によれば、初めて被保険者となった日は、昭和 32 年 4 月 1 日と記載されているものの、複数の同僚の年金手帳には同年 11 月 1 日と記載されており、当該同僚は、「健康保険被保険者証については、入社後しばらく経過してから受け取った。」としている上、年金事務所は、「申立人の年金手帳記載の初めて被保険者となった日を昭和 32 年 4 月 1 日と記載したのは誤りであった。」と回答している。

加えて、前述の事業所別被保険者名簿によれば、申立人の被保険者資格取

得日は昭和 32 年 11 月 1 日となっていることが確認でき、遡及訂正等不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。